

平成30年度

安全管理規程実施要綱

函館バス株式会社

「安全輸送の徹底・安心の提供」

■平成30年度 基本方針

1. 使命である安全輸送の最優先

バス事業の運営に輸送の安全確保が最も重要であり、最大の使命とする

2. 関係法令の遵守

安全への確保において、関係法令の遵守及び執務の厳正に努める

3. 安心・快適な輸送サービスの提供

お客様へ安全・快適なサービスを提供し、地域に貢献する

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan,Do,Check,Act）を確実に実施する。

■安全のための重点目標と実施項目

重点目標

① レガートドライブによる安全輸送

② 指差呼称による安全確認

実施項目

① 車両の発信、走行、停車すべてにおいてなめらか（レガート）に運転操作を行うことで、法令順守及び安全性・快適性の向上へ繋げ、総括的な安全輸送を実施します。

② 重大事故（発進時の接触衝突・車内転倒等）防止策として、バス発進時における指差呼称確認を「交通安全運動期間中の乗務員個別指導」と当社独自の取組みである「事故防止会議」にて運転者教育を徹底して実施します。

【実施要綱 第一条】

安全管理規程（以下「規程」という。）第一条、第二条に基づき、年度末に取締役会（安全統括管理者を含む。）を開催し、次年度安全管理規程実施要綱を策定するものとする。

【実施要綱 第二条】

規程 第三条に基づき、社長はその趣旨を全社員に徹底するため年度初め（4月1日）に本社、各営業所及び出張所、子会社（函館バス商会(株)、エイチ・ビー観光(株)）に文書にて提示するものとする。

文書は運輸安全マネジメント委員会が作成し、取締役会の承認を得て、各部署及び各子会社に指示し、点呼、朝礼等で周知徹底する。

【実施要綱 第三条】

規程 第四条、第五条、第六条に基づき、計画・目標・実施・監査・改善を策定し、取締役会の承認を得るものとする。

上記の策定は運輸安全マネジメント委員会が作成し、取締役会の承認を得る。

■安全統括管理者

取締役バス事業部長 内澤 博昭

■運輸安全マネジメント委員会

委員長	副委員長	委 員
早川 修二	金岩 祐也	中川 章，谷川 志穂可，渡部 十月哉，吉岡 剛，竹原 利亮，木村 昭人，多井作 修司，佐々木 和昭，坂元 耕平，長谷 直也，宮越 昌和，長谷川 幸輝

■計画 1

実施項目	実施日程	内 容
年 5 回の交通安全運動	春の全国交通安全（4月） 夏の交通安全（7月） 秋の全国交通安全（9月） 冬の交通安全（11月） 厳冬期の交通安全（2月）	①個人に対しての対面講習 ②研修資料作成 ③社員全員によるワッペン着用 ④壁新聞による社内啓蒙

■計画2

実施項目	委員会概要	審議内容
事故防止委員会	①毎月2日間開催 ※開催時間は各営業所による ②乗務時間外の運転者対象 ③起きた事故を検証し、事故防止のため全運転者と話し合いを行う ④事故防止委員会総括会議（議事進行について）	①運行管理者が議事進行を行う ②各営業所所長は運転者へ訓示を行う ③月毎の事故内容を検証し、防止策の意見を交換 ④事故削減目標を運転者と確認 ⑤ヒヤリ、ハットの意見の出し合い

■当社の事故状況（統計）

平成29年度は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は0件でした。

平成30年度も引き続き重大事故等0件の達成を目標にします。

自動車事故報告規則第2条に規定する以外の当社事故状況は以下のとおりです。

【事故件数】

	有責事故件数 【目標】	有責事故件数 【実績】	事故内容		無責事故
			物損事故	人身事故	
平成28年度	前年度15%減	58件	44件	14件	30件
平成29年度	前年度15%減	74件	65件	9件	35件
平成30年度	前年度15%減	前年度の目標を達成できなかったため15%減を目指す			

【平成29年度有責事故内容内訳】

	内訳	平成29年度	平成28年度	前年比較
物損事故	追突	8件	2件	6件
	接触	57件	42件	15件
人身事故	車内	9件	13件	△4件
	その他	0件	1件	△1件

【平成29年度事故原因】

	原因	平成29年度	平成28年度	前年比較	平成30年度の目標
物損事故原因	周囲の確認不足	31	30	1	29年度は冬道におけるスリップ事故が多発したため、30年度は冬道の事故防止を強化する
	冬道のスリップ	24	4	20	
	構内	5	7	△2	
	その他	5	3	2	
	計	65	44	21	
車内事故原因	停車時	1	3	△2	車内事故は減少傾向にある為、引き続き事故防止に努める
	発進時	4	4	0	
	走行時	2	2	0	
	急ブレーキ	2	5	△3	
	計	9	14	△5	

■ 苦情状況（統計）

	29年度苦情	28年度苦情	前年比較	平成30年度の目標
接遇関係	11	4	7	乗務員の接遇向上が基本 IC カードのサービス把握と周知の徹底。お客様に安心してご乗車して頂く安全運転のためにレガートドライブの徹底。30年度は苦情半減を目標設定とする
料金関係	6	1	5	
運転マナー	8	3	5	
運行の遅れ	3	1	2	
その他	15	7	8	
計	43	16	27	

■ 路上故障

	29年度件数	28年度件数	前年比較	平成30年度目標
制動関係	3	3	0	その他（充電）関係の故障件数が増加しているため走行中の計器の確認と整備管理者の点検強化を目標とする
駆動関係	2	3	△1	
ワンマン機器	1	1	0	
その他（電気・温水）	8	7	1	
計	14	14	0	

■ 健康管理について

定期健康診断受診	アルコール検査機	薬物検査
①再診についての確認 ②生活習慣病の調査 ③血圧測定 ④無呼吸症候群の調査 ⑤医師による医療相談	①乗務員全員へのアルコール検査 ②始業点呼時 ③終業点呼時 ④中休点呼時 ⑤家庭への協力要請	①試薬による検査

【実施要綱 第四条】

規程 第七条に基づき、取締役会は、社長の最終的な責任、予算、体制の構築、安全統括管理者の意見を尊重、計画の実施の状況、監査の状況などを確認し、常に必要な改善を運輸安全マネジメント委員会に指示するものとする。

運輸安全マネジメント委員会、監査委員会は必要に応じて、取締役会に実施状況、監査状況を報告するものとする。

■監査委員

委員長	副委員長	委員
長谷川 幸輝	平野 充	西村 公宏

■予算

項目	金額	備考
健康管理費	3,740,000 円	健康診断、医師による医療相談室
安全運転研修費	3,000,000 円	研修資料、外部講師による研修
教育費	50,000 円	管理職研修費
事故対策費	600,000 円	適性診断費、運行管理・整備管理講習費・各種講習
その他	50,000 円	横断幕、通信費、安全祈願祭
計	7,440,000 円	

【実施要綱 第五条】

規程 第八条、第九条に基づき、次の者を選任する。

- 一 安全統括管理者は取締役会において、バス事業部担当責任者の中から選任する。また、代行には運輸安全マネジメント委員長を充てる。
- 二 統括運行管理者は各営業所及び出張所、所長または所長代理を充てる。
- 三 運行管理者は各営業所及び出張所の運行管理者を充てる。
- 四 整備管理者は各営業所及び出張所の整備管理者を充てる。

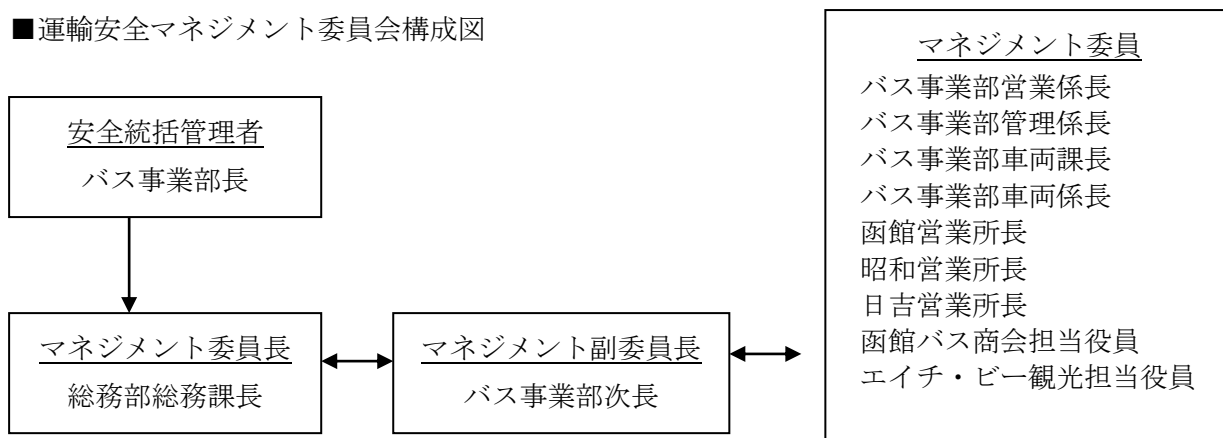
■統括・運行管理者名簿

統括運行 管理者	佐々木 和昭，和田 裕司，坂元 耕平，長谷 直也，寺澤 清彦，松田 克彦， 最上谷 隆，柴谷 研一，西川 達也
運行管理者	山田 広喜，田中 康一，佐藤 康正，福田 千穂，中島 敏，寺栖 正剛， 伊浪 泰宣，森山 正悟
整備管理者	山本 恵太，田中 健二，菅原 真樹，中村 和希，石黒 裕章， 寺栖 正剛，小川 健也，藤沢 伸明，大関 幸雄

【実施要綱 第六条】

規程 第十条に基づき、安全統括管理者は組織図（別添1）を作成し、運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会を設置する。

■運輸安全マネジメント委員会構成図



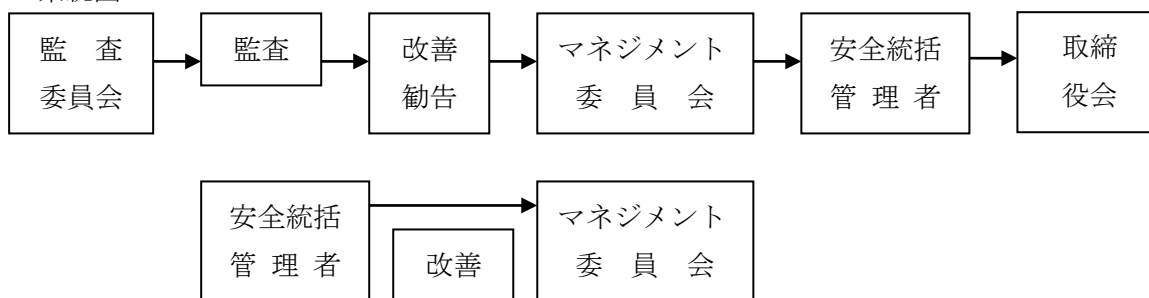
【実施要綱 第七条】

規程 第十一条に基づき、計画ごとに具体的な実施要領（別添2）を作成し、着実な実施、監査、改善を行うものとする。

運輸安全マネジメント委員会が計画ごとに具体的な実施要綱を作成し、一定期間ごとにその活動状況を安全統括管理者に報告する。

運輸安全マネジメント監査委員会は監査ごとの状況を安全統括管理者に報告する。安全統括管理者は、これらの状況を取締役に報告し、必要に応じて運輸安全マネジメント委員会に改善を指示する。

■系統図

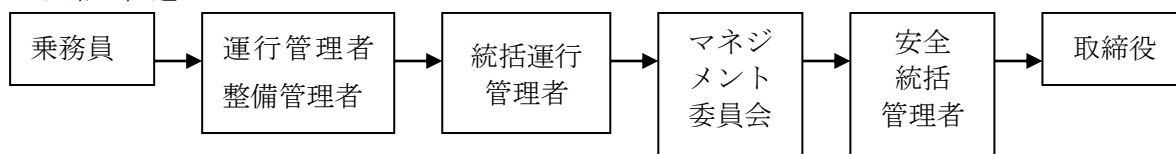


【実施要綱 第八条】

規程 第十二条に基づき、次の活動を行うものとする。

- 一 安全統括管理者と統括運行管理者（所長）との会議を月一回開催する。
- 二 安全統括管理者と運行管理者との会議を年2回開催する。
- 三 安全統括管理者と整備管理者との会議を年2回開催する。
- 四 社長、安全統括管理者と乗務員との会議を年一回開催する。
- 五 統括運行管理者と乗務員との個別面談を年5回開催する。
- 六 日常的な報告と伝達。
- 七 乗務員への伝達は日常点呼、掲示物で行う。

■ 日常の伝達



【実施要綱 第九条】

規程 第十三条に基づき、事故、災害時の緊急連絡網（別添3）を作成し、必要に応じて事故、災害対策本部（別添4）の設置をする。

自動車事故報告規則に基づく報告は運輸安全マネジメント委員会が行うものとする。

<緊急連絡網別紙>

- ・ 災害時の対策本部、緊急連絡網
- ・ バスジャック対策本部、連絡網
- ・ 重大事故対策本部、連絡網
- ・ 緊急連絡網
- ・ 運輸安全マネジメント組織図

【実施要綱 第十条】

規程 第十四条に基づき、実施要綱第八条の各活動を通じて、人材教育を行うものとする。

乗務員の教育に関する研修資料は運輸安全マネジメント委員会が作成するものとし、講師の要請についても同じとする。

乗務員教育	内 容	具体的実施内容
運転者の心構え	①旅客を安全・確実に輸送する ②事業用自動車の事故が社会に与える影響が大きい ③事業用自動車運転者は他の運転者に与える影響は大きい ④他の運転者の模範となる	計画に於いて全体会議や個別指導時に教育
安全確保の基本	①道路運送法の厳守と交通ルールを理解 ②道路運送法を逸脱した運転方法に起因する事故事例を解説	計画に於いて全体会議や個別指導時に教育
構造上の特性	①車高、死角、内輪差、制動距離を認識させる ②車高、死角、内輪差、制動距離を認識しない事故事例を解説	計画に於いて運転者との話し合いによる認識の一致
旅客の安全確保	①加速装置、制動装置、かじ取装置の急な操作を行い転倒事例を解説 ②シートベルトの着用の徹底 ③旅客が扉に挟まれた事例の解説や安全な位置での停車で乗車・降車	計画に於いて運転者との話し合いによる認識の一致
運転者の適性	①個々の運転者の特性を自覚させる ②運転者のストレス状態に配慮した指導	適性診断受診計画を基に進める
健康管理の重要性	①定期的な健康診断の結果を基に生活習慣の改善	計画に於いて運転者との話し合いによる認識の一致

参加、体験、実践型指導	①運転シミュレーターによる疑似体験での指導 ②小グループによる話し合い ③ビデオ、イラスト教材の活用	警察などの関係機関と協力を頂き進める
-------------	--	--------------------

【実施要綱 第十一条】

規程 第十五条に基づき、社内に運輸安全マネジメント監査委員会を設置し、年1回以上監査を行うものとする。また、必要に応じて都度監査を行うものとする。

監査内容は都度、安全統括管理者に報告し、安全統括管理者は必要に応じて改善の指示を運輸安全マネジメント委員会に行うものとする。

運輸安全マネジメント監査委員会は取締役の中から監査責任者を選任し、企画室、経理課の各管理者、その他必要と認めた者で構成し、安全統括管理者が指名する。

【実施要綱 第十二条】

規程 第十六条に基づき、安全統括管理者が輸送の安全に関する計画の実施状況や監査報告を常に経営トップに報告し、必要に応じて改善、是正措置、予防措置を講じるものとする。また、重大事故が発生した場合は、更に高度な措置を講じるものとする。必要に応じて、安全統括管理者は取締役会を開催する。

【実施要綱 第十三条】

規程 第十七条に基づき、輸送の安全に関する次の事項について当社のホームページにて毎事業年度経過後、100日以内に公表するものとする。また、国土交通省に改善報告した場合も速やかに公表する。公表は運輸安全マネジメント委員会が行う。

公表内容	ホームページ内表示
基本的な方針	実施要綱にて表示
目標とその達成状況	実施要綱にて表示
事故に関する統計	実施要綱にて表示
組織体制と指揮命令系統	組織図にて表示
重点施策	実施要綱にて表示
計画	実施要綱にて表示
予算時の実績額	実施要綱にて表示
報告連絡体制	実施要綱にて表示
安全統括管理者、安全管理規程	安全管理規程にて表示
教育及び研修の計画	実施要綱にて表示
内部監査結果と改善措置内容	実施要綱にて表示
改善措置内容	実施要綱にて表示

【実施要綱 第十四条】

規程 第一八条に基づき、安全管理規程及び実施要綱は適時適切に見直しを行うものとする。事業運営上の計画、目標、実施、監査、改善などのすべての記録について5年間保存するものとする。記録は運輸安全マネジメント委員会、運輸安全マネジメント監査委員会ごとに保存するものとする。